

鋼船規則

S 編

危険化学品ばら積船

規則

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 25 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

11 章 防火及び消火

11.1 一般 (IBC コード 11.1 関連)

11.1.1 適用*

-1.(9)を次のように改める。

-1. 本編の適用を受ける貨物を運輸するすべての船舶は、総トン数にかかわらず、（総トン数 500 トン未満の船舶を含む。）**R 編**及び**D 編 14 章**のタンカーに対する規定を適用する。ただし、次の**(1)**から**(9)**によらなければならない。

（(1)から(8)は省略）

(9) 前**(1)**にかかわらず、次の**(a)**及び**(b)**によることができる。

(a) 総トン数 500 トン未満の船舶にあつては、**R 編 21.2.1-5.及び-24.**の規定を適用することができる。

(b) 国際航海に従事しない船舶にあつては、次の **i)**から **iii)**によることができる。

i) **R 編 21.2.2-10.**の規定を適用することができる。

ii) 船級符号に“*Coasting Service*”又は“*Smooth Water Service*”を付記して登録される船舶にあつては、**R 編 21.2.1-5., R 編 21.2.3-18.及び R 編 21.2.3-22.**の規定を適用することができる。

iii) 船級符号に“*Restricted Greater Coasting Service*”を付記して登録される船舶にあつては、**R 編 21.2.1-5.及び R 編 21.2.3-18.**の規定を適用することができる。

附 則

1. この規則は、2020年6月30日から施行する。
2. 2003年7月1日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

S 編

危険化学品ばら積船

要
領

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020年6月30日 達 第16号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

S 編 危険化学品ばら積船

S3 船体配置

S3.4 貨物エリア内の場所への交通

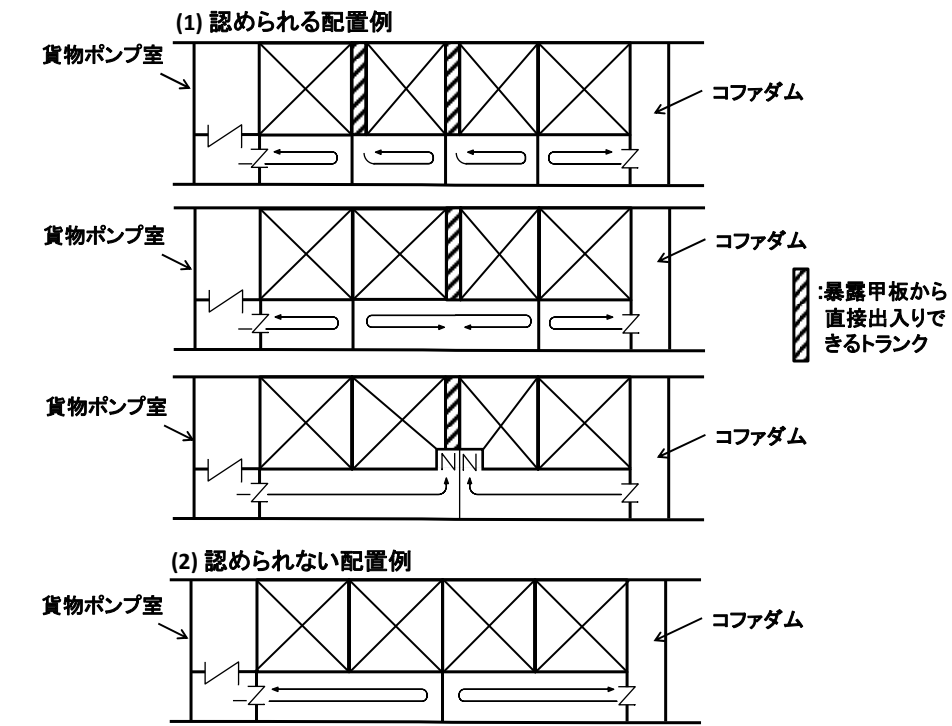
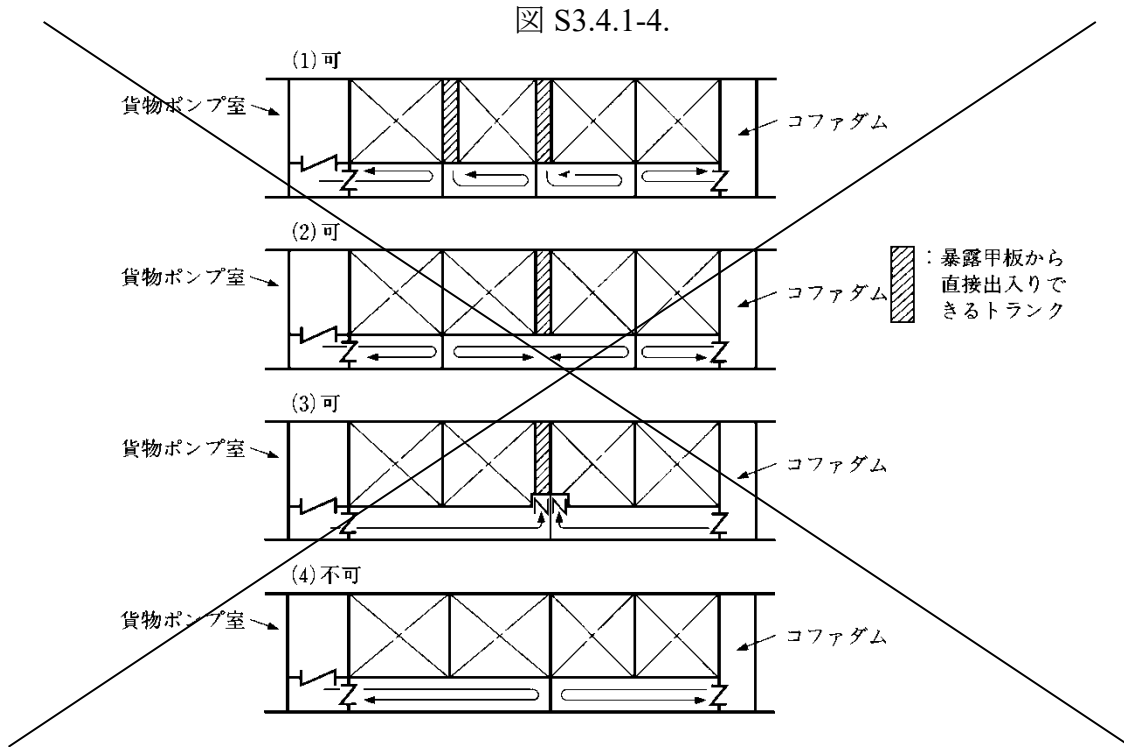
S3.4.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. 二重底等の出入口に関しては、次によること。

二重底又は類似の区画には、~~図 S3.4.1-4.の(1)から(3)までに示すように原則として2系統の出入口が必要となる。同図(4)は認められない~~を設けること。ただし、容易に交通ができ、意識不明者を救出できることを条件とし、比較的小さな区画については、1系統のみの出入口が認められる（図 S3.4.1-4.参照）。ダクトキールについては両端に出入口を設け、かつ、60 m を超えない間隔で暴露甲板に通じる開口を設けること。

図 S3.4.1-4.を次のように改める。



(備考)

貨物タンクの下に二重底があつては、(1)のように出入口からの往復の距離が貨物タンクの2倍以下のものにする。

附 則

1. この達は、2020年6月30日から施行する。